

胆沢平野土地改良区 岩手県

先陣を切る、説明を尽くす、候補者選定は地域に任せる。
令和5年2月 **3人の女性理事**が就任。



写真左から、吉田理事、土地改良区総務課千田係長、門協理事、千田理事長、佐々木理事、五嶋理事

組織の概要

胆沢平野土地改良区（岩手県）
面積/ 約9,200ha、 組合員/ 約6,300人
理事/ 13人（うち女性員外3人）、任期令和9年2月

登用までの流れ

- 令和4年度
- 5月16日 三役会（女性理事の必要性について協議）
 - 5月25日 理事会（ 同上 ）
 - 6月6日 緊急理事会（女性理事の給与額について）
 - 6月10日 理事会（女性理事の必要性及び定款改正の議案議決）
 - 6月16日 総代協議会長会議（女性理事の必要性及び定款改正の内容を説明）
 - 6月27日 総代説明会（3地区に分けて説明会を開催）
 - 7月8日 理事会（総代会議案に上程し議決）
 - 8月19日 臨時総代会（女性理事の必要性、定款の一部改正等議決）
 - 2月15日 臨時総代会（任期満了に伴う新役員の選任議決）
 - 2月24日 互選会（新役員が就任、3人の女性員外理事が就任）

千田公喜理事長より（令和5年2月就任）



及川前理事長のときに全国の先陣を切る、という思いで進めました。理事や総代の皆さんに説明を尽くし納得していただくことが基本です。
女性理事の皆さんからは、早速前向きな提案をいただいています。様々な人の意見を聞くことがこれからの土地改良には必要です。

8/19臨時総代会議案抜粋

議案第1号 女性理事の必要性について

1 女性理事の必要性について
将来にわたり農業経営や地域活動を永续していくために、男女共同参画は非常に重要であり、女性も含めた多様な視点からの意見を土地改良運営に取り入れ、組合員への対応やサービスを向上していくため、女性理事枠を設ける。

2 女性理事枠について

被選任区	被選任区域	定数
第1被選任区	奥州市胆沢、金ヶ崎町	1人
第2被選任区	奥州市水沢	1人
第3被選任区	奥州市前沢	1人

3 女性理事に対する給与額について
女性理事の給与額は、理事給与額と同額とし3名分の給与額を増額する。

議案第2号 定款の一部改正について

第19条 この土地改良区の役員の定数は、理事13人（改正前10人）、監事3人とする。
2 前項の理事定数の内、3人は組合員でない者とし、女性とする。

議案第3号 役員選任規程の一部改正

組合員ではない女性理事は、各被選任区につき、その区域を居住区とする者から選任するものとする。

